

# 令和6年度川西町利用者負担額（保育料）一覧表

保育所

3号認定（満3歳未満児） 保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業等

| 階層区分 | 定義                        |         | 保育料     |         |
|------|---------------------------|---------|---------|---------|
|      |                           |         | 標準時間    | 短時間     |
| 第1階層 | 生活保護世帯                    |         | 0円      | 0円      |
| 第2階層 | 市町村民税<br>非課税世帯            | ひとり親等世帯 | 0円      | 0円      |
|      |                           | 上記以外の世帯 | 0円      | 0円      |
| 第3階層 | 3-1<br>均等割のみ              | ひとり親等世帯 | 0円      | 0円      |
|      |                           | 上記以外の世帯 | 0円      | 0円      |
|      | 3-2<br>所得割税額<br>48,600円未満 | ひとり親等世帯 | 0円      | 0円      |
|      |                           | 上記以外の世帯 | 0円      | 0円      |
| 第4階層 | 4-1 所得割税額72,800円未満        |         | 0円      | 0円      |
|      | 4-2 所得割税額97,000円未満        |         | 0円      | 0円      |
| 第5階層 | 5-1 所得割税額133,000円未満       |         | 35,000円 | 34,500円 |
|      | 5-2 所得割税額169,000円未満       |         | 40,400円 | 39,900円 |
| 第6階層 | 6-1 所得割税額235,000円未満       |         | 45,700円 | 45,000円 |
|      | 6-2 所得割税額301,000円未満       |         | 48,700円 | 48,000円 |
| 第7階層 | 所得割税額397,000円未満           |         | 52,400円 | 51,600円 |
| 第8階層 | 所得割税額397,000円以上           |         | 53,000円 | 52,200円 |

《備考》

- 1 階層区分は、父母及びその他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り、）の市町村民税所得割額の合計額で決定します。
- 2 毎年9月が保育料の切り替え時期となります。4月から8月までは前年度の税額に基づく保育料となり、9月から翌年3月までは当年度の税額に基づく保育料となります。
- 3 税額を計算する際には、寄付金控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除等の控除は、適用されません。
- 4 第2階層、第3階層のひとり親等世帯とは、ひとり親世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯です。
- 5 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもを2人以上監護し、かつ生計を同じくする場合、出生の早いものから順次に数えて第2子以降については無料となります。
- 6 幼児が満3歳を迎えると、年度途中で3号認定から2号認定に切り替わりますが、その年度の保育料は、3歳未満の保育料のままです。
- 7 延長保育料は、各保育所、認定こども園で定めています。
- 8 市町村民税の修正申告を行った場合や、婚姻、離婚等により世帯構成が変更となった場合には、保育料の階層区分が変更となる場合がありますので、すみやかにご連絡願います。

**令和6年4月分から全階層の第2子以降の利用者負担額（保育料）が0円になりました。**

川西町では、利用者負担金が無償化されていなかった階層の一部（第5階層以上の第2子以降）について令和5年4月より無償化しています。※2子の数え方について範囲を拡大しました。  
令和6年4月分から適用します。